就学援助制度について

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法(昭和22年法律第26号) 第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、 修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費 受給申請書兼世帯票を提出してください。(申請書は各学校または学校教育課で 受け取ることができます。)

記

認定基準

要保護

・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和7年度就学援助費支給単価(年額)一覧表(R7.4.1)

費目	対	象者	R7年度単価
新入学児童生徒学用品費	小学校新1年生		57,060 円
(1学期分に支給)	中学校新1年生		63,000 円
学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	小学校	1 年生	11,630円
		2~6年生	13,900円
	中学校	1年生	22,730 円
		2、3年生	25,000円
修学旅行費 (実施学期分に支給)	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	
校外活動費 [宿泊を伴わないもの]	小学校	1~6年生	1,600円
(実施学期分に支給)	中学校	1~3年生	2,310円
校外活動費	小学校	1~6年生	3,690円
[宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	中学校	1~3年生	6,210円
学校給食費	小学校	1~6年生	1 食 250 円
(学期ごとに支給) (学校が給食センターへ納入)	中学校	1~3年生	1食 280円

- ※支給対象期間は、前年度に申請の場合は4月初日から、当該年度に新規申請の場合は 認定日以降になります。
- ※1 新入学児童生徒学用品費:お子様が令和7年度に1年生で、令和7年6月30日 までに認定された人が支給対象
- ※2 学用品通学用品費:領収書等の提出は不要。年度途中から認定の場合、認定日の 属する月から支給
- ※3 修学旅行費:実施時期に認定されている人が支給対象。 修学旅行費補助額分(中学校4万円、小学校2万円)を差し引いた額を支給
- ※4 校外活動費:実施時期に認定されている人が支給対象
- ※5 給食費:認定日以降の学校への支払いが不要となります。